

持続可能なイニシアティブ —協同組合アイデンティティと職員の役割—



中川 雄一郎

Nakagawa Yuichiro

●明治大学大学院 教授

協同組合（アソシエーション）の形態は—それを人類が改良し持続的に進歩させ、最終的に優位を占めることが期待されるならば—最高経営者としての資本家と経営について発言権を持たない労働者との間に存在するものではない。労働者たち自身の協同組合は、平等を条件とし、労働者自身がその事業を経営する資本を共同で所有し、また労働者自身によって選任されかつ解任されるマネジャーの下で働くそれである（J. S. ミル著『経済学原理』第3版、1852年）。

協同組合事業モデルに基づいたより適切な経済を追い求める私たちの期待は、協同組合と（現に最も支配的な）投資家所有企業モデルとの基本的な相違を根拠としている。投資家所有企業モデルは少数の富裕者の手にその力・権限を集中する…。協同組合は違う。協同組合はその力・権限を拡散・分権化させる。…協同組合の事業目的は、「株主」の富を最大化することではなく、組合員と地域コミュニティのニーズを満たすことにある。協同組合の事業を利用する人びと—労働者、生産者、消費者、中小企業家—が協同組合事業体を所有するのである。協同組合事業体を設立する人たちは、協同組合の理念、価値、それに原則を受け入れなければならない。受け入れなければ、私たちは、彼らが異なる別

の事業モデルを選んだとみなす。何世代後の組合員あるいはマネジャーが協同の意味と意義を忘れ、認識していないとすれば、それは協同組合教育の失敗であり、協同組合アイデンティティの喪失に外ならないのである（S. ノヴァコヴィッチ・T. ウェップ編著『ポスト成長時代の協同組合：協同経済学の創造』「序章」、2014年）。

はじめに

2015年3月、JC総研内に「協同組合で働く職員の地位と役割研究会」が発足した（座長・元山梨学院大学教授・堀越芳昭氏）。協同組合研究者のみならず、協同組合の事業と運動に従事している当事者である職員、すなわち、自らを「協同組合の職員」と称している職員自身もまた、かなり以前から「協同組合で働く職員」の「事業と運動における地位と役割」の何であるかを実証的かつ理論的に明らかにしたい、との強い思いを持っていた。本研究会の発足は、まさにその「強い思い」

に根拠があったと言ってよい。おそらく、当事者たる「職員」は協同組合研究者以上に「強い思い」を持っていたであろう、と私には想える。実際のところ、「協同組合における職員の地位と役割」を明らかにする課題は、既にして、1992年に開催された第30回ICA（国際協同組合同盟）東京大会でS. Å. ベーク氏が提案した『変化する世界における協同組合の基本的価値』（以下「ベーク報告」と略記）において「職員の参加」あるいは「職員民主主義」という言葉を以て提起されたように、日本の協同組合に固有の課題というよりもむしろ、国際的に共通した協同組合の重要な課題の1つとなりつつあった、と考えてよいだろう。東京大会に提案・採択された「ベーク報告」は、その第IV章「民主主義、参加そして結集」（Democracy, Participation, and Mobilization）の「6. 職員の参加」（Employee Participation）のなかでこの課題の特徴を次のように説明している¹⁾。

（第IV章での）これまでの議論は組合員民主主義に焦点を当ててきた。というのは、組合員民主主義こそ協同組合の^{コンテキスト}文脈における民主主義の基本であるからだ。しかしながら、近年では、意思決定、資本調達それらに便益（benefits）への職員（employees）の参加がますます重要になってきている。この「職員の参加」は、組合員民主主義

の枠内であれば（協同組合の職員としての－中川）労働者（workers）に相応しい機会（place）だとされてきた「古くからある話」であるが、この度の「職員の参加」の提起はまさに、（資本主義的－中川）民間企業においてその労働者が（企業経営の－中川）意思決定にますます大きな影響力を及ぼしていくことと組み合わされた、多様な形態の利益分配（profit-sharing）を行うようになる影響の広がりを受けてのことである。このことはまた、協同組合組織が他の企業や組織と同じように大きな雇用者となってきたという明白な事実から協同組合内部で話題に上るようになったのである。

見られるように、ベーク報告のここでの「職員の参加」は、単協および2次レベルの連合組織において「協同組合という基本的性格を混乱させることなく、意思決定、資金調達および利益分配への職員の参加方法を導入することは可能か」というものであった²⁾。その点で、ICA東京大会からおよそ四半世紀になんなんとする時間を経た現時点から観ると、ベーク報告には協同組合の事業と運動の根本で「組合員の参加」と結びつく「職員の参加」の根拠となるような、協同組合における「職員の地位と役割」についての要領を得た提起が見られず、したがって、「パースペクティブ（未来展望）に欠けている」と批判されるのも、ある意味で、致

し方ないことである。とはいえ、このような批判は、ベーク報告にだけ向けられて、それで済まされるものではないのであって、その意味で、ベーク報告にしてみれば、本研究会の発足も「遅まきながら」と言いたいところであろう。

しかしながら、そうであっても、「職員の参加」の課題を少なくとも現代のICA大会に協同組合の「制度的可能性をもった重要課題」として意識し、ある程度体系的に提起したICA文書はベーク報告を措いて他にないだろう。なるほど、レイドロー報告（『西暦2000年における協同組合』）においても職員（従業員）の「協同組合における地位と役割」について言及されている箇所はある。

例えば、第IV章「協同組合の活動とその問題点」の「6. 素人と専門家」および「9. 雇用者としての協同組合」がそれに該当する。しかし、前者では次のことに触れているにすぎない：理論的には、協同組合の管理・運営は「組合員によって選ばれた素人集団 (laymen)」と「理事会によって任命されたマネジャーと職員たち (personnel)」の2つの異なるグループによってなされている。両者が一緒になって協同組合の主たる「指導者集団」を構成する。「実際、この素人と専門家という『ふたまた』の指導者集団という考え方は、多くの協同組合でうまくいっている。このことは協同組合の際立った

特徴と言える」。そしてこう付け加えている：協同組合の指導者集団の成功にはいくつかの要素があるが、何よりも「素人とマネジャーの間に信頼関係があること」、したがって、「双方が相手の権限を侵さないこと」である。要するに、日常業務の執行責任者である「マネジャーは、協同組合が健全な協同組合として運営されることを保証し」、また「理事は組合員を代表する監視役として、協同組合が健全な協同組合として運営されるよう保証する」のである。ところが、実際は、とりわけ大規模な協同組合にあっては、「両者のバランスはマネジャー側に傾き、専門家が徐々に政策決定機能や理事会の機能意を握っていくようになる」。かくして、理事はマネジャーの「ゴム・スタンプ」となり、「協同組合民主主義の最も大事な管理機構が崩壊する」、という論調で済ませている³⁾。

後者にあっても同様な論調で済まされている：「協同組合事業の最も深刻な弱点は、一般的には、協同組合における雇用者と従業員（職員）との関係である」と書き出し、こう続ける。「それは、協同組合における労働条件が他の企業に比べてよくないという理由によるものではない」。そうではなく、「弱点はむしろ、一般的な企業の雇用者と従業員の関係に比べて、協同組合のそれに何ら違いがないところにある」、と。さらにレイドロー報

告は続けてこう強調する:「要するに、職員は重要なのだ!ここで提言したいのは、協同組合は組織と職員の間新しい橋を架けるよう努力しなければならない、ということである」。すなわち、「理事会もマネジャーも、他の企業では見られないことのないような、職員を協同組合企業におけるパートナーとするよう考えは始めるべきである」。よき職員は、単なる「雇われ者」(hired hands)としてではなく、よき「協働者」(co-workers)であると思われるよう望んでいる⁴⁾、と。1980年前後の「職員の参加」という課題は、ほとんどすべての協同組合人や協同組合研究者にとってこのようなレベルの論調で済ますことができたのである。

その点で、ベーク報告は、確かに、「職員の参加」の課題についてより深く意識し、より広く認識しようと努力していた、と言ってよいだろう。それ故、ベーク報告のなかに本研究会が参考にし得る「検討資料」を見いだすよう試みることも無駄ではない、と私には思える。事実、先に引用した「6. 職員の参加」で使われている「労働者に相応しい機会(place)」の「機会」という用語は、単なる「居場所(place)」を意味するのではなく、組合員の協力者・提携者(partnership)としての「職員であること」に基づいて「参加の機会」を承認されるに相応しい「地位(status)」と、その地位に応じた役割を意

味するものなのである。要するに、この用語は一般に「組織や社会の一員としての地位と役割」を意味している、と言ってよい。そこで私は本論ではまず、ベーク報告の第IV章「民主主義、参加そして結集」から引き出し得る「協同組合で働く職員の地位と役割」に関わる論点に言及し、ベーク報告が主張する「職員の参加」の意味をもう少し詳しく論じてみることにする。

私は、「協同組合における職員の地位と役割」を追究するために、本研究会で提案・承認された3つの重要な研究課題のうち——私に課せられた——「I. 現代協同組合の理念」について論究するのであるが(他の2つの研究課題は「II. 協同組合職員の地位および役割」と「III. 協同組合職員の力量と教育・学習」)、そこで私は、この「現代協同組合の理念」を次のコンセプトを用いて簡潔に論及する:(1) 協同組合はシチズンシップを普遍化する、(2) 協同組合は民主主義を普遍化する、(3) 協同組合はコミュニケーション・コミュニティである。そして私は、これら3つのコンセプトによって構成される協同組合の理念やアイデンティティに基礎を置く「現代協同組合の理念」を提示するであろう。というのは、「職員の地位と役割」は協同組合の理念やアイデンティティと密接に結びついており、したがって、「協同組合で働く職員の地位と役割」

は、協同組合の理念やアイデンティティに導かれてはじめてその正当性と正統性の双方を持続可能にするからである。

ベーク報告再検討：参加型民主主義の再活性化戦略

ベーク報告の原点は、スベン・オーケ・ベークその人の祖国であるスウェーデンの協同組合組織において1950年代から60年代にかけて活躍した国際協同組合運動の指導者モウリッツ・ボノウ氏による協同組合事業の「構造改革」路線に基づく協同組合運動の混乱、とりわけ「協同組合事業における民主主義の後退」にあった。ベーク報告は第IV章の冒頭で次のように述べている⁵⁾。

……世界の協同組合セクターの大部分が民主主義、参加および結集の効果的な適用を目指しても、次第に困難を覚えるようになってきた。これらは、平等、公正そして相互扶助という協同組合の伝統的な価値のコアであると常に考えられてきたのであるから、これはますます重大なことになってきたのである。

では、なぜ、「民主主義、参加および結集⁶⁾」が困難になってきたのか。ベーク報告は正しくもこう分析した：1960年代初期にICA大会もICA中央委員会も「組合員の社会的、経済的な利益を守るための

最善の方法として外部環境への積極的適応」を勧告し、そのために「競争相手より一歩先んずることができるよう協同組合構造の根本的改革」を求めた。その結果がボノウ氏の「構造改革」路線であった。この路線に対して「民主主義を危ぶむ声」も強調されはしたが、結局、構造改革路線は推し進められ、協同組合事業における「民主的基盤の活力を全面的に維持していくこと」が難しくなっていった。「資源の集中化、運営単位の拡大と統合の強化、専門的活動および連合する権限の中央集中化、それに多数のプロフェッショナル・マネジャーの育成」といった具体的な構造改革は、結果的に、協同組合の基礎である組合員のさまざまな部門への参加を排除してしまった。この傾向は、1970年代末から80年代にかけて強まり、経済的効率のための資源の集中化が強まっていくにつれて、「民主主義の弱体化」が構造的な傾向となり、やがて恒常化していったのである。

このように、構造改革路線による民主主義の構造的弱体化の進行が「民主主義・参加・結集」の効果的な適用の困難を招いたのだと分析したベーク報告は、したがって次に「民主主義の構造的弱体化を矯正する」方法を提起する。「参加型民主主義の再活性化」がそれである。

ベーク報告にとって参加型民主主義の再活性化は「21世紀初期に向けた重要な

戦略」の一つである。その戦略の骨子は次のようなものである⁷⁾。

- (1) 協同組合のメッセージを社会全体に伝え知らせるために、経済民主主義を目指す協同組合の方法が未来の世代の目にはっきりと見えるようにする。
- (2) 組合員、職員、経営執行部の三者は共に、協同組合活動の実行に役立つ実践的手段を用いて参加型民主主義の理念を活性化させる。
- (3) 協同組合は、事の始めから、参加型民主主義の考え方を取り入れ、さまざまな形で応用する。とりわけ、発展途上国で設立される新しい協同組合はそうすべきである。また同様に、市場経済に基礎を置いている先進工業国の既存の協同組合組織もその再生・復活のために参加型民主主義をさまざまな形で取り入れるようにする。

そこでベーク報告は、これらの骨子に基づいた「参加型民主主義を再活性化し、促進する戦略に不可欠な原則は何か」と自問し、それは「(協同組合) アイデンティティの弱化」と「(協同組合) 自治の弱化」に確固たる信念をもって対応することであると自答し、さらにこれら2つの弱化は、実は、「(協同組合の) 諸困難の背後に

ある、共通する基本的な兆候」でもあるのだから、それらの弱化を克服するために「参加と結集の戦略」を中心に据えなければならない、と意味深長にこう主張する⁸⁾。

アイデンティティの弱化は(組合員だけでなく-中川)社会全体の市民についても当てはまる。協同組合的方法(co-operative way)があまり目立たなくなってきたのだ。組合員は所属する協同組合の経営対象(単なる顧客-中川)としての性格が強まり、生活条件を改善しよう努力する主体という性格が弱化していると言ってよい。と同時に、協同組合的方法——少なくとも既存の協同組合的方法——は、人びとが社会を改善する方法と結びつけて考える際には主観的妥当性の多くを失ってしまっている。とはいえ、このことは一般的に当てはまるとは限らないかもしれない。なぜなら、多くの国々で新たな協同組合的解決策への関心が大いに高まってきているからである。

ベーク報告はまた、自治の弱化についてそれが最も具体的に現れているのは発展途上諸国と東欧諸国の協同組合であると指摘する。1989年11月の「ベルリンの壁崩壊」や1991年12月の「ソビエト連邦崩壊」を目撃しているベーク報告は、当時の政治的、社会的な背景やそれまでの

東欧諸国の協同組合自治を振り返って、協同組合の事業と運動にとっても市民生活にとっても「自治」がいかに至高善であるかを訴えている。協同組合自治の弱化は「国家と政府による協同組合の内部事項への干渉の結果である。……こうしたことも、組合員の積極的参加を促す基本的な誘因を挫いてしまった」し、「協同組合組織の（協同に基づく）自助と結集の性格」にも悪影響を及ぼしてきたのだ。と同時にバーク報告は、自治の弱化が「大型の協同組合組織における中央集権化の一般的な結果にも同じような影響を及ぼさないとは限らない」と述べ、こう批判した。「地域レベルの組合員は、彼らの意思決定が結局何らの重要性も持たなかったのだと判れば、積極的に参加することなど無意味であると気づくであろう。同様に、協同組合とその組合員との間のアイデンティティの弱化は、（購買者である）組合員の間により『高価なもの』を求める（協同組合）市場をつくり出し、組合員にとっての利益を明確に実証することや積極的で自立・自律的な市場政策を実現することを一段と困難にしようであろう」⁹⁾。協同組合自治の弱化は自助や参加の弱化を、したがってまた、結集やアイデンティティの弱化を生み出し、やがて自立・自律的であるべき協同組合の市場政策を「協同組合の社会的本性」から乖離した「まがい物」にしてし

まうのである。バーク報告のこの主張は、現在の先進的で大規模な協同組合事業体にとって傾聴に値する。なぜなら、大規模な協同組合事業体は、時として、その市場政策を「組合員の利益の何たるか」を実証することなく推し進め、結果的に、組合員参加を弱化させ、したがって、組合員民主主義を軽視してしまうからである。このことについては、詳しくは「職員民主主義アイデンティティ」で論及するとして、ここでは簡潔に触れるに止めておく。

バーク報告は、協同組合の目的であり、また手段でもある民主主義に関わる協同組合の伝統的な見解として、

- (i) 個々の組合員が協同組合運動の中心なのであるから、彼・彼女たちが、直接あるいは間接に、すべての欠くことのできない協同組合活動に参加するよう期待される、
- (ii) 協同組合組織全体が社会的、経済的それに文化的な側面から社会全体の（再）形成過程に参加するよう期待される、

という2つの「協同組合活動への参加」を示し、それらが相互に作用し合うことではじめて、協同組合は「参加と民主主義の個人的性格と共同的性格を合わせ持つ」と指摘した。シチズンシップの観点からしても、この指摘は正しい。なぜなら、シチズンシップには「個人主義的な

要素と共同的な要素の双方が含まれている」からである¹⁰⁾。その点では、ベーク報告で「参加と民主主義」と並置されている「結集」(mobilization)の位置づけも正しく理解されている、と言ってよい。ベーク報告は「結集」についてこう説明している：「結集について言えば、それは、既存の組合員と潜在的な（未来の－中川）組合員とが協同組合の発展に関わるようになり、その結果、彼・彼女らの個人的な資力・資源と（参加の）意志を自分たち自身の生活に資する利益（benefits）と健全な社会の向上とを目指す共同的活動（行為）へと変えていくプロセスである」¹¹⁾、と。協同組合における組合員の参加と活動（行為）の特徴はまさにここにある。このプロセスこそ、シチズンシップで言うところの「個人的行為の社会的文脈」なのである。

こうして、ベーク報告は、組合員が「協同組合アイデンティティ」と「協同組合自治」を追究することの意味と意義を明らかにしつつ、参加・民主主義・結集が協同組合の事業と運動を発展させる一つの重要な^{キー}鍵であることを組合員に訴えて、「職員の参加」に行き着いた。

それでは、ベーク報告で言及された「職員の参加」は何を意味しているのだろうか。結論を言えば次のことである：「職員の参加」は「参加型民主主義の再活性化」を通じて「協同組合アイデンティティ」

と「協同組合自治」を再生し強化するための重要なプロセスであって、そのために「21世紀初期に向けた重要な戦略」の「3つの骨子」の具体化が求められた、これである。これを要するに、ベーク報告は——なおアウトラインにすぎないとはいえ——協同組合における参加型民主主義の再活性化を主張することで「協同組合アイデンティティ」の明確化と同時に「協同組合自治」の強化を求め、そのために「3つの骨子」を実行するよう要請したのである。これは、組合員と職員による相互協力・協同の「範囲と内容そして深さ」を理解し認識するプロセスであり、また組合員と職員が相互に「個人的行為の社会的文脈」を確認し合うプロセスでもある。こうしてわれわれは、これらのプロセスが「自立した個人が自分自身を社会の構成員として自覚していくプロセス」であることを知り、「個々人の行為が普遍的な行為として現れる、自立した個人と社会的存在としての協同組合の普遍性の共存」であることを知るのである。換言すれば、ベーク報告は、このような道筋を立てることで、協同組合の特徴的性格である「個人的な資力・資源と（参加の）意志を、自分自身の生活に資する『個人的利益』とより健全な社会の向上という『社会的利益』の双方を目指す厚くて深い共同活動（行為）」の持続可能なプロセスを創り出し、かつ維持してい

く協同組合ガバナンス（統治）の實踐に、したがってまた「職員の地位と役割」に見ようとしたのである。その意味で、「共同活動（行為）」は「自立した個人による共同活動（行為）」であり、「個人の自立と共同の統一」なのである。

われわれはこのことをわれわれの自己意識として留めておかなければならない。かくして、「組合員民主主義」と並置されるべき——と、パーク報告が提示した——「職員民主主義」を鳥瞰する試みは、21世紀初期に位置する協同組合人のエートスに、すなわち、協同組合人の「主体的選択に基づく行為性向（心的態度）」に委ねられたのである。

職員民主主義アイデンティティ

現代協同組合の理念をして「組合員民主主義」と「職員民主主義」の双方が相互に協力・協同し合う共同活動（行為）の持続可能性を確かなものにさせ得るか否かは——「はじめに」で示しておいた——「協同組合の3つのコンセプト」を内包する「現代協同組合の理念」を組合員と職員が自らのアイデンティティとして自己意識化し得るか否かにかかっている、と私には思われる。

よく知られているように、ヘーゲルは「自己意識は承認されたものとしてのみ存在する」と主張し、近代社会における「承認の必要性」を「すべての人間の尊厳

を承認する闘い」であると強調した。そこで、この「自己意識」をわれわれの課題である「協同組合で働く職員の地位と役割」に、あるいは「協同組合における組合員民主主義と職員民主主義」に当てはめて言及すると、次のように言えるだろう：組合員は自己自身を職員のなかに見いだし、また職員は自己自身を組合員のなかに見い出すことで、両者には「自己を意識する意識」が生まれる。両者は協同組合の事業と運動に参加し、活動することを通じて「社会で生きている自覚」を意識する。こうして、組合員も職員も、協同組合の概念を実現する「場」＝「機会」を創り出し、それを維持していくことによって、協同組合の事業と運動が組合員と地域コミュニティのニーズの充足に貢献することを実感する。要するに、組合員と職員は自立した個人として「社会で生きる自覚」を明確に意識することで、「協同組合に対する期待」、「協同組合の果たすべき役割」、そして「協同組合がなし得ること」について意識するのである。このような観点から、以下、協同組合の3つのコンセプトに論及する。

1. 協同組合はシチズンシップを普遍化する

まずわれわれは、シチズンシップは「個人にはさまざまな権利を享有する資格があることを承認する^{アイディア}理念であり、また個

人には安定した統治を支える共同の責任があることを承認する理念である」こと、したがってまた、「個人の権利と共同の責任」を基礎としていることを確認しておく。そして次の引用文にわれわれが目を通すや、われわれはシチズンシップの最も基本的な意識を引き出す¹²⁾。

自由主義者がシチズンシップを尊重するのは、シチズンシップによって与えられる諸権利がまったく干渉されることなく個人一人ひとりに自らの利益を追求する余地を与えるからである。権利は、その政治形態に基づいて個人が共通の統治制度を形づくりに関与できるようにするのである。それ故、シチズンシップは、個々人は生活を営むのに協力し協同することがどうしても必要である、という人間の本来的な関係を表す理念として人びとに訴えるところが大きいのである。

このようなシチズンシップの理念に保守主義者も、コミュニタリアンも、エコロジストやフェミニストも、それに社会主義者さえもが賛意を示すのは、「ベーク報告再検討」で触れておいたように、シチズンシップには「個人主義的な要素と共同的な要素の双方が含まれている」からであるが、それにも増して「シチズンシップがその内に包み持っている民主主義の潜在能力」を、程度の差はあれ、彼

らが認識しているからであり、また貧困、差別、社会的排除が、シチズンシップの利点を消失させてしまうこともまた彼らが認識しているからである。その意味で、彼・彼女らは、「シチズンシップは本来的に平等主義的である」ことを是認している。例えば、奴隷制度反対運動、女性参政権獲得運動、それにアメリカでの公民権を求める運動などに見られるように、シチズンシップは、その自由主義的形態においてさえ「不平等な処遇を人びとの尊厳を支える基本的権利の侵害である」と指摘する少数者の主張に大きなウエイトを置いてきたのであって、「その利益や利点が必然的にますます普遍的で平等主義的になるよう要求する内在的な論理を内包している」のである。現代シチズンシップのこのような本性は、「個人は一人ひとり人種・民族、宗教、階級、ジェンダー、あるいは他の独自のアイデンティティによってあらかじめ決定されることなく、自分自身の生活について判断を下す能力のあることを承認する」のであり、したがって、「他のどんなアイデンティティよりも人間の基本的な政治的欲求を充足させることができる」のである¹³⁾。先に見たように、ヘーゲルはこれを「承認の必要性」と呼んだ。こうして、ここまでの件を見ただけでも、われわれはシチズンシップの本質的に民主主義な本性を知るのである。その点で、シ

チズンシップ、すなわち、「市民というステータス」（あるいは「市民であること」）は、広い範囲のコミュニティに包含される「包摂の意識」（社会包摂的意識）を示してくれている。

シチズンシップに基づく社会包摂的意識は、個人一人ひとりが「コミュニティ（すなわち、社会）に貢献することを承認する」と同時に、市民である彼・彼女に「個人の自治」を与え、そしてその自治が「権利を行使する人たちによる政治的行動の承認」を意味する一連の諸権利に反映される。このようなシチズンシップの際立った特徴こそ、「上意下達」の承認受諾関係を拒否するシチズンシップの「参加の倫理」である。その意味で、シチズンシップは「受動的なステータス」ではなく「能動的なステータス」なのである。シチズンシップはまた常に互恵的な理念であり、したがって、社会的な理念でもある。その意味で、シチズンシップは他者に対する責任や義務から個人を解放し放つ一連の権利では決してないことを市民は認識しておかなければならない¹⁴⁾。

ところで、権利は常にその承認とメカニズムのための枠組みを必要とする。なぜなら、その枠組みを通じて権利は行使され、実現されるからである。例えば、裁判所、学校、病院、議会などを含む社会的枠組みは「市民のすべてがその枠組みを維持する役割を果たすよう求める」

のであって、またそのことは「シチズンシップが権利だけでなく、義務や責任も包含している」ことを意味する。なるほど、民主主義に基礎を置く国家や社会にあっては、権利が公式に表現されなくとも、社会が公正にその機能を果たすことは十分あり得る。しかしながら、「コミュニティのメンバーである個人一人ひとりが義務や責任の意識を持たないのであれば、安定した人間的なコミュニティを想像することは難しい」。それ故にこそ、シチズンシップは「人間的な統治」^{ヒューマン・ガバナンス}のための優れた基礎となり得るのである¹⁵⁾。

周知のように、ガバナンスは「社会秩序を創り出し、それを維持し、また物質的資源を分配し、文化的資源を活かしていく」という人間本来の要求に関係する。このことは、シチズンシップが一方で「個人一人ひとりを平等に処遇せよ」と要求することによって社会秩序を脅かす可能性のある社会的な緊張関係の原因を打ち消し、他方で「権利と責任を包括する」一連の政策を以て社会生活の利益と負担を共有するべく諸資源を公正に分配し、有効に管理運営する方法を提示する、とのことを意味する¹⁶⁾。

シチズンシップはまた「説得力のある理念」でもある。というのは、シチズンシップは「個人の尊厳」を認めると同時に、「個人がその下で行動する社会的文脈」を再確認するからである。このこと

を協同組合に^{なぞら}準えるなら、組合員と地域コミュニティのニーズの充足を目的する協同組合の事業と運動を担う職員の持続可能な活動は、職員の「社会的な実践」として理解され、「協同組合の社会的本性」として認識される、ということになる。換言すれば、「個人の尊厳」に基礎を置く「個人的な行為と社会的な実践」は相互に依存しかつ作用し合うのであるから、協同組合で働く個々の職員は、自らの「権利を行使し責任（義務・責務）を遂行する」ことを通じて、直接間接に、シチズンシップに必要な諸条件を社会的に再生産するのである。シチズンシップが「^{ダイナミック}動態的なアイデンティティ」でもあると称される所以である。そこで、「市民のステータス（市民であること）」を協同組合における「職員のステータス（職員であること）」に置き換えて表現すると、次のようになる：職員は「創意に富んだ行為者として、自らのシチズンシップを表現する新たな方法を常に見いだそうとする」ので、組合員とコミュニティの変化するニーズと願望に具体的に応えるための新たな権利と責任・義務、そしてそのための制度を組み立て、構成することに貢献する¹⁷⁾。

これが意味するところは、協同組合の事業と運動が実施され遂行される実践の文脈はどのような経済的、社会的、あるいは政治的な諸条件によって取り決めら

れ、形成されるのか、ということである。換言すれば、職員は、協同組合アイデンティティに基づいて、組合員や地域コミュニティの要求に対しどれほどの努力を必要とし、またどれほどの広い範囲に及ぶ知識を必要とするのか、ということであり、またそのことは、「市民」としての職員は「家庭内のなすべき用事」や「暮らしむき」といった社会的アイデンティティや、われわれが生きている現代に対して「市民」としての組合員や地域コミュニティの人びとが発するいくつもの相容れない要求にどの程度まで自らのアイデンティティを優先させるか、ということになる。このことは結局、「職員であること」（職員のステータス）は、シチズンシップ（市民であること・市民のステータス）の権利と責任の観点からすると、どのような「内容」でなければならないか、ということになる¹⁸⁾。しかしながら、このように論じることは、市民である職員に「公と私を引き離せ」と社会が要求しているかのように思われてしまう。「ここがロドスだ、さあここで跳べ！」（イソップ寓話の「ほら吹き男」の話をもとにした成句：証明してみせよという意）、である。

私はこう考える。すなわち、シチズンシップは公共的領域（ステータス）においても私的領域（ステータス）においても重要であり、その重要性は、シチズンシップの特質が「深み」あるいは「厚み」で

あることによって論証される、これである。P. クラークは、これについて次のように述べている：「深み」と「厚み」のあるシチズンシップは「さまざまな場所や空間で活動する市民自身の活動である。その活動は、政治の中心を国家から離れたところに移していくことによって、分担し共有する共同活動への個人の参加を促して政治の可能性を取り戻す」¹⁹⁾。そしてさらにはD. ブベックが次のような「濃厚なシチズンシップ」の概念をわれわれに示してくれている²⁰⁾：

- (1) 権利と責任は相互に支え合う（権利と責任の相補性）。
- (2) 能動的、積極的である。
- (3) 健全な生活の基盤としての政治的コミュニティ（必ずしも国家ではない）。
- (4) 公共的ステータス（公的領域）と私的ステータス（私的領域）に浸透。
- (5) 市民の相互依存（持ちつ持たれつ）。
- (6) 市民的徳行（civic virtue）に基づく自由。
- (7) 道徳的（moral）。

さて、私は、これまで、シチズンシップの理念に言及しつつ、「市民」としての「協同組合の職員」の基本的なスタンスを考察することで、「協同組合はシチズンシップを普遍化する」というコンセプトを演繹し、ある程度まで明らかにしてきた。それは次のことである：協同組

合のシチズンシップは、自立・自律した個人としての組合員と職員の「権利と責任」を基軸に「参加と自治」それに「平等と正義・公正」を包み込んで展開される協同組合の事業と運動の社会的文脈を、個々の組合員と職員の持続可能な協同的实践行為が支えていくメンバーシップのステータスである。このコンセプトは、協同組合の事業と運動において組合員と職員が自分たち自身の実践的行為を社会的文脈に自己意識化していくプロセスにおいて確認されるのであって、このことこそ、協同組合が「自治・権利・責任・参加」をコアとするシチズンシップを経済的、社会的そして政治的な理念として普遍化させることの意味なのである。

2. 協同組合は民主主義を普遍化する

「近代シチズンシップは民主主義の潜在能力をその内に包み持っている」と言われる。それは、前に述べたように、近代シチズンシップが「本来的に平等主義的である」からである。K. フォークスは、「シチズンシップが近・現代の政治に浸透してきて以来、エリート集団でもその力に抵抗することが困難である」ことがはっきり示されてきたと論じ、B. ターナーは、その理由を「弾みの概念」として次のように述べている²¹⁾。シチズンシップの近・現代史は、

対立と闘争の弾みによって押し進められる一連の拡大する環^{サークル}として理解される。……シチズンシップの運動は特定の運動から普遍的な運動になっていくのである。というのは、人びとを排除するために、ことさら人びとに制限を加えることはますます理性を失っていくように思えるし、また現代の政治形態の基礎とますます矛盾するように思えるからである。

この「弾みの概念」について、フォークスはこう説明を加えている：市民は社会の正当かつ対等平等なメンバーシップ（構成員の資格）を正式に享受する。そうであれば、シチズンシップは恣意的な処遇を許さないだろうし、市民は客観的で平明な基準に即して判断されなければならない²²⁾。そしてさらに彼は、それを「参加の倫理」と結びつけて、次のように主張する²³⁾。

要するに、支配の根源が国家であろうと、家族、夫であろうと、教会、民族集団^{エスニック・グループ}であろうと、あるいはわれわれを、自治権を有する個人、統治能力のある自律的な個人であると認めようとしないどんな他の力^{フォース}であろうと、シチズンシップは支配と相容れないのである。

彼のこの指摘、とりわけシチズンシップはいかなる支配とも相容れない、すなわ

ち、支配・被支配関係を受け入れない、との指摘は重要である。なぜなら、シチズンシップの理念は本来的に「異議申し立て」を善^よしとしており、したがって、「シチズンシップの議論には権力の考察が必ず伴う」からである。シチズンシップのあらゆる権利には「諸資源の分配」が必ず含まれるので、その際に人種・民族、ジェンダー、そして貧困などに関わる差別によって個々の市民が束縛や抑圧を被る可能性が常に存在する²⁴⁾。このような社会状況に異議を申し立て、その状況を変え、改善していくのにシチズンシップの理念が与^{くみ}するのである。このことは、シチズンシップには、個人一人ひとりが自らの生活において、参加の倫理を基軸に、自治（自立・自律）の確立、権利の行使そして責任の履行を通じて、民主主義をより身近な、より確かなものにしていくという潜在可能性が大いにあることを示唆している。シチズンシップと民主主義は密接に関係している、と言われる所以である。

前に私は、「参加の倫理」は「上意下達の承認受諾関係」を拒否すること（フォークス）、また「濃厚なシチズンシップ」の概念の一つが「権利と責任の相補性」であること（ブベック）を示しておいた。フォークスはさらに、「権利と責任とを結び合わせる鍵」こそ「参加の倫理」であり、またその「参加の倫理」を促進す

るものこそ「民主的^{ガバナンス}統治システム」である、と強調する²⁵⁾。このことは、シチズンシップの「権利と責任の相補性」にわれわれ市民が意識して対応し、以てシチズンシップを形骸化させないよう戒め、民主的ガバナンス・システムの構築と維持とに責任を負うことを意味している。「市民の責任」という意識は「市民の権利」を犠牲にしては決して生まれない。市民は、民主的ガバナンス・システムを構築し維持するために、その権利を行使する責任を負うのであって、それ故に、健全な政治形態には積極的で活動的な市民が求められるのである。

フォークスは強調する：「積極的なシチズンシップは積極的な個人をもって始まる。なぜなら、シチズンシップの構造的諸条件は個人の諸活動を通じて再生産され、改善されるからである。それ故、政治改革は『参加の倫理』を促進することによって市民がその権利を行使し、その責任を履行する機会を活用するよう求めるに違いない」²⁶⁾。アマルティア・センもまた、協同組合の事業と運動に関わる「参加の役割」を「協同のアプローチ」として次のように論じている²⁷⁾。

協同のアプローチは「人間的な経済と社会にとっての中心的戦略」であり、人びとの自治と自発的参加に基づいて人びとの市民権（労働の権利、生存権、教育を

受ける権利など）と政治的自由を実現していく社会構成的な機能と役割を意味する。協同組合は、民衆のために市場メカニズムを長期的かつ有効に機能させようとするのであれば、民衆にとっての社会的平等と社会的正義・公正を創り出していく「グローバルな倫理」の基礎を広げていくよう努力しなければならない。グローバルな倫理はグローバルな経済的、社会的な関係の規範をより強固にし、より確かなものにしていくからである。その意味で、協同組合にとって「参加の役割」はこれまで協同組合によって実践されてきた伝統的な役割を超え出たそれではない。それ故、協同のアプローチは、これまで協同組合が担ってきた経済的、社会的な機能よりもはるかに広いパースペクティブ（展望）のなかで捉えられなければならないのである。

見られるように、A. センは、協同組合に対して、個々の人びとの「自治と自発的参加」に基づく市民権と政治的自由を実現していく「社会構成的な機能と役割」と、民衆のために市場メカニズムを長期的かつ有効に機能させるべく、社会的平等と社会的正義・公正を創出する「グローバルな倫理」のより広く厚い役割を担うよう期待する。そして協同組合が果たすべきこれらの機能と役割を彼は「協同のアプローチ」と名づけた。センの

この「協同のアプローチ」の基底にはシチズンシップと民主主義が設定されている。それ故、協同組合にとって重要なことは、フォークスとセンに共通している基本認識、すなわち、「個々人は生活を営むのに協力し協同することがどうしても必要である、という人間の本来の関係」と、「人間的な経済と社会にとっての中心的戦略」である「より広い経済-社会的機能のグローバルな協同のアプローチ」とをどのように具体化し、実質化するかである。

こうして観てくると、われわれは、協同組合にとっての「市民の権利と責任」は、二元論的対立の関係ではなく、相補的で互恵的な関係に基づく市民同士の結びつきを創り出し、2つの方法によって地域コミュニティや広域のコミュニティを支えることを想定できる。1つは、市民が社会構成員として「民主的ガバナンス・システムのあり様に応じて結びつく、さまざまな個人同士の連帯」を構築していくことであり、もう1つは、シチズンシップのコアである「自治・権利・責任・参加」の遂行が市民にとって教育的プロセスに連なっていくことである²⁸⁾。これら2つの方法は——前に触れておいたように——市民に「シチズンシップと民主主義の密接な関係」を認識させるのである。

実際のところ、シチズンシップは民主主義の前提とみなされてきた。例えば、

協同組合におけるガバナンス・システムが本来的にそうであるように、民主的ガバナンス・システムに権利と責任が必ず含まれるのは、「民主主義には平等な『参加する権利』という理念が必ず伴う」からである。協同組合民主主義の歴史に一貫して流れているように、民主主義には「言論の自由」の権利、「結社の自由」の権利、そして「異議申し立ての自由」の権利といった「意見表明」に必要な市民権が必ず伴う²⁹⁾。その点で、近代協同組合は、その民主主義を以てして、イギリスからヨーロッパ一円に、そしてアメリカや日本などへと時代を経ながら世界中に広がっていくにつれて、民主主義に基礎を置く市民権の確立に貢献してきた。このことは協同組合民主主義の誇るべき歴史的役割である。まさに「協同組合は民主主義を普遍化する」歴史的役割を遂行してきたし、現に遂行しているのである。

それはさておき、民主主義に伴う市民権について言えば、「民主主義は政治的組織体としての国家のメンバーシップを『^{ポリテイ}従属的身分』から『市民の身分』に、すなわち、シチズンシップに変える。個人一人ひとり^{セルフ・ガバナンス}を自己統治することができる自治的で自律的な行為者と認識することによってはじめて、積極的なシチズンシップが可能となる」のであって、このことは、現代の脈絡からすれば「安定したガバナンスのためには民主主義がまず

ます重要になる」ことを意味する³⁰⁾。なぜなら、「民主主義は、普遍的な真理を達成しようとするものではなく、多様な市民同士の間関係を築いていこうと努力することである」からだ³¹⁾。民主主義は、言わば、K. フォークスの「参加の倫理」とA. センの「協同のアプローチ」に拠って立つ、市民による「民主的な社会的ガバナンス」の実現を目指す「努力のプロセス」なのである。

3. 協同組合はコミュニケーション・コミュニティである

周知のように、第27回ICAモスクワ大会（1980年）に提案・採択された「レイドロー報告」は協同組合人に「協同組合のソーシャル・ミッション（社会的使命）」に関わるいくつかの宿題を与えた。それらのうちの 하나가——「未来における協同組合の事業と運動の出発点」の大前提である、とレイドロー報告が論じた——「協同組合（人）は『未来の創造者』になるために『未来の歴史を書く』」であった³²⁾。私は、レイドロー報告のこの宿題を、協同組合人が「協同組合の理念と目的・目標」、「協同組合イデオロギー」、「協同組合のエートス」、すなわち、「協同組合アイデンティティ」をいかに自己意識化するか、の宿題であると捉え、また「協同組合アイデンティティの自己意識化」を「協同組合はコミュニケーション・コ

ミュニティである」と明確に認識することだと提起した。

ところで、コミュニティには明確に区別される2つの主要な概念がある。1つは、「人びとが定住している（特定の）地域」や「自然的地形の土地・地域」といった文脈において使われる「町、村、近隣、それに市・都市」である。もう1つは、「人びとの関係性」を表す、「人間関係の質（quality）や特性（character）」を基礎とする概念である。言い換えれば、それは、集団や組織の構成員相互の協力・協同を基礎とする、人間の本来の関係に基づくコミュニティであり、人間関係の具体的特徴を創り出すコミュニティである。このようなコミュニティは「同じ目的や目標に賛同する人たち（市民たち）の関係性を基礎に構成される集団や組織の具体的特徴を内包している」コミュニティである、と概念化され得る。協同組合はこのような概念を内包する最も典型的なコミュニティの一つなのである。それ故、われわれは、協同組合を「コミュニティとしての協同組合」と呼称することができるのである。

前述したように、われわれは「協同組合はシチズンシップと民主主義を普遍化する」ことを明らかにした。したがって、われわれは、協同組合がシチズンシップと民主主義に基礎を置き、かつ事業と運動の実践を通じてそれらの発展に貢献す

ることにも言及した。要するに、協同組合は、「自治・権利・責任・参加」に基づく「社会包摂的意識と異議申し立て」によって権利の侵害や不公正を正していく諸条件を事業と運動を通じて再生産するのであって、より健全な社会的枠組みを維持していく「民主的な社会的ガバナンス」を促すのである。とりわけ協同組合が、個人一人ひとりを「自己統治することのできる自立・自律的な行為者」として承認するよう多くの人びとに促す社会運動体として存在している事実は重要である。なぜなら、コミュニケーション・コミュニティは「対話的モデル」であって、象徴的モデルやオルタナティブの単なる規範的ビジョンに基づく規範的モデルではないからである³³⁾。その意味で、われわれは、協同組合を「社会的行為のダイナミックな展開のただなかで形成される対話的なプロジェクトの構築」として注視しなければならないだろう³⁴⁾。

では、コミュニケーション・コミュニティとは何であるか。この用語はユルゲン・ハーバーマスが提唱した「抵抗のコミュニティ」である。コミュニケーションを人間にとって重要な「社会的行為の一形態」と考えるハーバーマスは、「社会的行為は言語を基礎にしている」のであるから、「社会は言語的に形成され、支えられる実体である」。それ故、コミュニケーションはすべてに向けて開放され

ているだけでなく、「あらゆる社会的行為の基礎」でもあるのだから、コミュニケーションを決して「道具的關係」に還元することができない、と主張する。「対話的なプロセスは常に閉鎖に抵抗し、したがって、結局は、支配に抵抗するからである」³⁵⁾。シチズンシップが「支配と相容れない」ように、コミュニケーションも「支配に抵抗する」のである。

ハーバーマスのコミュニケーション・コミュニティは、シチズンシップの観点からすると、市民である個人を「自治権を有する個人」あるいは「統治能力のある自律的な個人」として認めない力（強制・支配力・集団）による「上意下達の承認受諾関係」を拒否する「参加の倫理」に基づくコミュニティなのである。これを協同組合に即して言えば、コミュニケーション・コミュニティは、コミュニティとしての協同組合が「日々の生活において人びとが相互に協力し協同する多様な機会を提供する」ことを通じて、「福祉を享受する権利の行使、文化的資源の活性化、そして物質的資源の公正な配分」などの条件を規定する「社会の基本的枠組み」の維持や改善に貢献することで、「自治・権利・責任・参加」に基礎を置くヒューマン・ガバナンス（人間的な統治）のための諸条件を再生産する社会的役割を確かなものにするを意味するのである。言い換えれば、コミュニ

ケーション・コミュニティとしての協同組合は、「生活世界の対話的な構造がシステムの道具的合理性に抵抗するところの、システムと生活世界との抗争の一つの表現」なのである³⁶⁾。

ハーバーマスの「コミュニケーション・コミュニティ」を論究してきたG. デランティは、ハーバーマスの「社会統合の基礎的媒体としてのコミュニケーションの機能」についてこう述べている：人びとが自らの差異にもかかわらず、特定の事柄について合意に達することは常に原則として可能である。社会的行為が言語を通じて明確にされるという事実そのものが、共通の真理、正義（公正）、倫理、政治についての共通の考え方が可能であることを示唆している。デランティのこの指摘はきわめて示唆に富んでいる。われわれは彼の指摘を噛みしめてじっくりと思考すべきである。

デランティはまた、「もしコミュニティが共有されるものであるならば、それは対話的な形態を取らなければならない。これがハーバーマスの対話的行為理論の意味するところである。それはまた、対話的能力の表明に向かわせるものであり、変化を起こす力を持ったコミュニティという発想を示唆している。コミュニティは完全なものではなく、常に現れ出るのである」と述べて、生活世界において協同組合がコミュニケーション・コミュ

ニティの実体を擁していることを示唆してくれている。私は、それ故、コミュニケーション・コミュニティは協同組合の事業と運動を単に「規範的、道徳的な全体性」に還元させるのではなく、コミュニケーションを通じてその事業と運動を協力・協同の多様な機会の源泉として構造化させるよう努力するプロセスを創り出す「空間」であり、「場」であると主張し続けるであろう。

むすびに代えて

本論は、「協同組合で働く職員の地位と役割」を実証的かつ理論的に明らかにする課題の一つである「現代協同組合の理念」を歴史的、理論的、そして思想的な側面からアプローチした「試論」である。協同組合における職員の役割と職員民主主義への「追究の一步」を踏み入れたベーク報告ではあったが、その分析は「本丸」に入る前で止まってしまった。それでも私は、ベーク報告に拍手を送っても善いと考えているし、またわれわれはベーク報告に「その労を多とする」との言葉を送るべきかもしれない、とも考えている。

私は、「現代協同組合の理念」を追究しつつ、「協同組合アイデンティティ」の重要性を感じ取っていた。何しろ、協同組合は、組合員と職員一人ひとりが他者との相互関係を自覚するところから始ま

るからである。とはいえ、実際には、組合員よりもむしろ「職員の果たすべき役割」と「職員のなし得ること」に人びとの注意は向かうであろう。その点で職員の責任は重大である。職員の責任の主要な目的の一つは、協同組合を取り囲む広域の「空間」や「場」で生活し労働している「個々の人たちを結びつける紐帯^{ちゆうたい}を強固にすること」であるからだ。しかし、実は、職員のこの責任は、「コミュニケーション・コミュニティとしての協同組合」にあっては、すべての協同組合のステークホルダーによって共有されるべき社会的行為に外ならない、と私は思うようになった。そこで次に、それでは、協同組合における「人びとの多様性」を考えると、職員や組合員はどう思考し、行動すればよいのだろうか、ということになる。そしてこのことについて、K. フォークスが、シチズンシップの観点から、われわれに重要なヒントを与えてくれている。それは、誰もが持っている「人間の多元的アイデンティティ」である。彼はこう述べている³⁷⁾。

個人一人ひとは多元的なアイデンティティを持っており、したがって、多様な社会的役割を果たすことができるという事実を認識するようわれわれに求める。さまざまな差異を軽視したり、無理やり固定化させてしまったりすることに

よって、コミュニケーションが抑えられ、人びとが分断化させられ、その結果、極めて活気のない社会や政治あるいは市民の集団や組織が生み出されてしまうのである。

そう言えば、本年（2016年）5月5日のロンドン市長選挙において移民2世でイスラム教徒の労働党候補が勝利した。このことについて朝日新聞はこう紹介している。「初めてのイスラム教徒の市長が誕生した。パキスタン移民2世の労働党下院議員サディク・カーン氏（45）だ。相次ぐテロで、欧米で反イスラム感情が高まる中での勝利。背景に何があったのか」。新聞記事は彼の勝利を表面的に追いかけているようであったが、一つだけ真相を掴んでいた。それは次の短い文章である：カーン氏は英誌に「私たちはみんな複合的なアイデンティティを持つ」、「私はロンドン市民で英国人、イングランド人、パキスタン系アジア人、父親で夫。（サッカークラブの）リバプールファン、労働黨員、そしてイスラム教徒だ」³⁸⁾。人間は「多元的アイデンティティ」を持って生きているのである。

(注)

1) Sven Åke Böök, *Co-operative Values in a Changing World*, Report to the ICA Congress, Tokyo, October 1992, p.118. (JJC訳『変化する世界 協同組合の基本

- 的価値』日本協同組合連絡協議会 (JJC)、1992年、pp.138-139.)
- 2) *Ibid.*,p.120. (同上、p.140.)
- 3) A. F. Laidlaw, *Co-operatives in the Year 2000*, 2ND Edition,1987,p.51. (日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合』日本経済評論社、1989年、pp.135-136.)
- 4) *Ibid.*,pp.53-54. (同上、pp.143-144.)
- 5) S. Å. Bööck. *op.cit.*,p.92. (JJC訳、前掲書、p.115.)
- 6) 私を含め大半の協同組合研究者はこの「結集」(mobilization)を従来「動員」と訳してきたが、私は、協同組合におけるmobilizationの本意は「組合員や協同組合に固有の組織的および経済的な資力や資源を協同組合運動の目的に向かって結集させる行為全体」であると考えようになり、したがって、協同組合人は協同組合の基本的価値を基礎とする協同組合の事業と運動の目的に向けて「協同組合のあらゆる資力・能力」を「結集」する、と訳すことにした。
- 7) S. Å. Bööck, *op. cit.*, p.106. (前掲書、p.128.)
- 8) *Ibid.*,p.108. (同上、p.129.)
- 9) *Ibid.*,p.109. (同上、p.130.)
- 10) Keith Faulks, *Citizenship*, Routledge, 2000, p.1. (中川雄一郎訳『シチズンシップ』日本経済評論社、2011年、p.1.)
- 11) S. Å. Bööck, *op.cit.*, p.93. (前掲書、p.116.)
- 12) Keith Faulks, *op.cit.*,p.1. (前掲書、p.1.)
- 13) *Ibid.*,pp.3-4. (同上、pp.4-5.)
- 14) *Ibid.*,p.5. (同上、pp.5-6.)
- 15) 16) *Ibid.*,p.5. (同上、p.7.)
- 17) cf *Ibid.*,pp.5-7. (同上、pp.7-8.)
- 18) *Ibid.*,pp.6-7. (同上、pp.8-11.)
- 19) *Ibid.*,p.11. (同上、pp.14-15.)
- 20) *Ibid.*,p.11. (同上、p.16.)
- 21) *Ibid.*,pp.3-4. (同上、p.5.)
- 22) *Ibid.*,p.4. (同上、p.5.)
- 23) *Ibid.*,p.4. (同上、p.6.)
- 24) *Ibid.*,p.6. (同上、pp.8-9.)
- 25) *Ibid.*,p.106. (同上、pp.157-158.)
- 26) *Ibid.*,p.108. (同上、p.160.)
- 27) アマルティア・セン (講演)「協同の民主主義とグローバリゼーション:両者の共存は可能か」(イタリア・レガコープ、1998年10月、ボローニャ)
- 28) *Op.cit.*,p.110. (前掲書、p.164.)
- 29) 30) *Ibid.*,p.111. (同上、p.164.)
- 31) *Ibid.*,p.111. (同上、p.165.)
- 32) 詳しくは、中川雄一郎「協同組合の哲学」(中川雄一郎・JC総研編『協同組合は「未来の創造者」になれるか」(第一章)家の光協会、2014年)を参照されたい。
- 33) 34) 同上、p.42.
- 35) Gerard Delanty,Community,Routledge, 2003, p.113. (山之内靖・伊藤茂訳『コミュニティ:グローバル化と社会理論の変容』NTT出版 2006, p.157.)
- 36) *Ibid.*,p.114. (同上、p.157.)
- 37) Keith Faulks, *op.cit.*,pp.91-92. (前掲書、p.136-137.)
- 38) 朝日新聞「ロンドン市長に初のイスラム教徒 背景は？」(2016年5月18日付朝刊)

中川 雄一郎 (なかがわ・ゆういちろう)

1946年生まれ

明治大学 政治経済学部教授 経済学博士
英国ヨーク・セント・ジョン大学名誉博士
イギリス協同組合学会編集顧問
日本ロバート・オウエン協会会長
日本協同組合学会元会長
〔主な著書〕

『協同組合は「未来の創造者」になれるか』
共編著 家の光協会 2014年

『協同組合 未来の選択』共編著 日本経済
評論社 2014年

『協同組合を学ぶ』共編著 日本経済評論社
2012年

『非営利・協同システムの展開』同 2008年
ほか多数